

消費・安全対策交付金

経営推進課

消費・安全対策交付金について

1 消費・安全対策交付金とは

将来にわたり安全な食料の安定供給を確保していくためには、国民の健康の保護を最優先としつつ、食料供給の各段階において科学的知見に基づく適切なリスク管理の取組や、伝染性疾病・病虫害の発生予防・まん延防止による食料の安定供給体制の整備等を、地域の農林水産業や食品流通等の実態に応じて機動的かつ総合的に実施していく必要がある。

本交付金は、このような観点に立って、それぞれの実態に応じた目標を明確に示した上で、総合的な取組を実施し、食品の安全と消費者の信頼確保及び食料安全保障を確立するものである。

本県では、県内農産物の「安全性の向上」及び「伝染性疾病・病虫害の発生予防・まん延防止」を目的に以下の4事業を実施している。

2 事業の概要

(1) 農薬の適正使用等の総合的な推進

(1,478千円 交付率1/2以内)

【目標値】

交付金実施要領に基づき、「農薬の不適切な販売及び使用の発生割合*」を目標値とし、その値を「5.5%」とする。

*違反率＝(A+B)／2

A：不適切な販売者数／調査実施販売者予定数＝11／100＝11%

B：不適切な使用者数／調査等実施使用者予定数＝0／350＝0%

ア 農薬の安全使用の推進

県産農産物の安全性確保及び農薬の使用に伴う危害の防止を図るため、次のことに取り組んだ。

①農薬危害防止運動（6～8月）

②農薬使用者等を対象に研修会の実施

・農薬適正使用研修会：1回（8月）

・農薬適正使用アドバイザー認定研修会：5回（11～2月）、198名認定

③啓発資料（農薬危害防止ポスター）の作成

イ 農薬の適切な管理及び販売の推進

農薬の適切な管理、販売の推進並びに農薬の飛散防止対策等の推進を図るため、次のことに取り組んだ。

①農薬販売者及び防除業者等を対象に、農薬管理指導士認定研修会の実施（1月）

農薬の適切な管理、販売及び関係法令の遵守等の意識向上を図り、100名認定。

②農薬販売者に対する「農薬取締法」に基づく立入検査の実施

- ・検査数：146件（販売届出店舗：536件）
- ・違反数：19件
 - 内訳：変更届未提出（農薬取締法第17条）：12件
 - 帳簿の記録、保存の不備（農薬取締法第20条）：7件

・改善状況

販売責任者に対し、違反事項を説諭した結果、改善の意思を示すとともに、届出に関する事項については、必要な届書が提出された。また、記録の不備等については、次回立入検査時に改善されているか確認を行う。

③農薬の不適切な使用発生調査の実施

JAグループ、とくしま安2GAP認証取得者が実施している、出荷前物に対する残留農薬モニタリング調査の結果を基に、不適切な使用事例の把握に取り組んだ。

その結果、不適切な使用事例の認められず、法に基づく指導等は実施しなかった。

- ・検査数：397件
- ・違反数：0件

【実績値・達成度】

実績値：6.5%

達成度：98.9%（評価A）

A：不適切な販売者数／調査実施販売者数＝19／146＝13.0%

B：不適切な使用者数／調査等実施使用者数＝0／397＝0%

違反率＝（13.0%＋0%）／2＝6.5%（実績）

達成度＝（1－実績値6.5%）／（1－目標値5.5%）×100＝98.9%

（参考）年次別実績推移

項目	H29	H30	R1	R2	R3
農薬の不適切な販売の発生割合	16.2%	17.3%	19.7%	11.6%	13.0%
農薬の不適切な使用の発生割合	0%	0%	0%	0%	0%
実績値	8.1%	8.7%	9.9%	5.8%	6.5%

ウ 農薬残留確認調査等の実施

スタチ等の本県特産物及び農薬登録の少ないマイナー作物について、栽培状況や果実等の形状等が、農薬の残留状況に与える影響を調査し、国が定めた農薬登録基準に適合しているかを確認するとともに、マイナー作物の農薬登録拡大試験を実施した。

- ①「施設栽培スタチ」及び「リーフレタス」について、農薬残留分析（スタチ3剤、レタス2剤）を実施した結果、スタチで”アシノナピル水和剤”及び”ピラジフルミド水和剤”の2剤で残留基準値を超過する可能性が示唆されたため、県独自の自主基準を設定し、生産者等に対して指導を行った。
- ②マイナー作物（シコクビエ、ザーサイ）の農薬登録適用拡大試験を実施した結果、「シコクビエ」に対する”ダイアジノン剤”は、残留基準値を超過する可能性が示唆され、今後の対応について再検討することとした。

【目標値】

(ア) 交付金実施要領に基づき、「薬剤抵抗性病害虫・雑草や従来の防除対策では十分な効果が得られない病害虫・雑草等の防除体系等における作業の現状値からの向上率」とし、その値を「102%」とする。

○算出根拠

近年、農薬に抵抗性を持った病害虫の発生や、気候変動による新たな病害虫の発生など、従来の防除対策では防除しきれない状況が増加しつつある。そのため、病害虫の発生状況調査による防除適期の解明や、化学農薬以外の防除技術の検討などを行う必要がある。

そこで、徳島県で策定している「総合的病害虫・雑草管理（IPM）実践指標」の管理項目を見直すこととする。

①対象作物及び対象病害虫は、ナシの黒星病とする。

- ・選定理由：本県のナシ栽培では、重要病害の「黒星病」対策として、同系統の殺菌剤散布が実施されており、薬剤耐性が発達していても不思議ではない状況であり、実態を把握する必要がある。

②本県のナシにおけるIPM実践指標では、病害虫対策として36項目（ポイント）の管理方法が示されている。今回、指標中の「農薬の使用全般」項目を見直すこととする。

③計算式：「 $\text{向上率} = X + 100$ 」

*X：「IPM実践指標」において、見直ししようとする作業項目数の全作業項目数に対する割合（%）
 $X = 1 \text{ポイント} / 36 \text{ポイント} = 2.8\%$

ア 薬剤抵抗性病害虫・雑草の発生状況調査等の手法の確立

農薬による防除が困難となっている病害虫を対象に、現場で簡便・迅速に薬剤抵抗性を調査するための、サンプリング手法や検定手法を確立するため、次のことに取り組んだ。

- ①ナシ樹に発生する「黒星病」の薬剤感受性のモニタリング手法を検討した結果、春季及び秋季のナシ樹から本病原菌を採集することが可能と判明し、現在、感受性を調査するために病原菌を育成している。
- ②イチゴの重要害虫である「ハダニ類」に対する簡便・迅速な薬剤感受性検定法について検討した結果、セロハンテープを用いた検定方法を開発した。

【実績値・達成度】

(ア)「薬剤抵抗性病害虫・雑草や従来の防除対策では十分な効果が得られない病害虫・雑草等の防除体系等における作業の現状値からの向上率」

実績値：102%

達成度：100%（評価A）

防除体系等における作業の現状からの向上率＝ $X + 100$

$X = 1 \text{ ポイント} / 36 \text{ ポイント} = 2.8\%$

見直した項目：農薬の使用全般（薬剤感受性薬剤感受性の低下を防止するため、同一系統の薬剤を連用しない）

向上率＝ $100 + 2.8 = 102.8\%$ （実績）

イ 薬剤抵抗性病害虫・雑草や従来の防除対策では十分な効果が得られない病害虫・雑草等の管理手法の確立

従来の防除対策では十分な効果が得られない病害虫による被害を軽減するため、天敵昆虫や光（LED）等を利用した防除技術、防除体系について検討した。また、基幹的マイナー作物について、病害虫の発生・被害状況の調査、効果的な防除技術について検討した。

- ①イチゴ害虫の「ハダニ類」及び「アブラムシ類」に対する”天敵昆虫”を温存・増殖できる新たな植物を検討した結果、「ソルゴー」及び「トウモロコシ」が有効であることが判明した。
- ②ナシの害虫「コナカイガラムシ類」の発生動向をフェロモントラップを用いて調査した結果、2種類のコナカイガラムシを同時に調査でき、本トラップが防除体系の企画に有効であることが判明した。
- ③ネギの害虫「シロイチモジヨトウ」及び「ネギアザミウマ」に対し、赤色及び黄色の波長を併せ持つ”新たなLED”による防除効果を検討した結果、両害虫を同時に防除できることが判明した。
- ④ネギの害虫「シロイチモジヨトウ」の薬剤防除適期を判断するため、新たな予察手法について検討した結果、”気象条件”及び”フェロモントラップデータ”を用いた発生予測モデルが構築され、防除適期を予測することが可能となった。
- ⑤マイナー作物の”ザーサイ”に発生する「根こぶ病」対策技術を検討した結果、アミスルブロム剤を土壌に処理することで、高い防除効果を得ることができた。
- ⑥マイナー作物の”シコクビエ”に寄生する「アワノメイガ」対策技術を検討した結果、気象的要件から本虫の発生が少なかったため、有効な手法を見出すことはできなかった。

ウ 新たに確立した手法等の普及を目的とした周知回数

【目標値】

(イ)「薬剤抵抗性病害虫・雑草や従来の防除対策では十分な効果が得られない病害虫・雑草等の管理手法等の普及取組数」を「26回」とする。

新たに確立した調査手法、防除技術等の普及を目的とした周知回数

イチゴ（感受性検定）：4回、イチゴ（防除技術）：4回、ナシ：4回、
ネギ（LED）：4回、ネギ（発生予察）：4回、
ザーサイ：3回、シコクビエ：3回

先述の「ア」及び「イ」で開発・確立された手法等を普及させるため、次の研修会等で生産者等へ周知した。

・イチゴ薬剤感受性検定法	：農薬適正使用アドバイザー認定研修会	5回
・イチゴ天敵技術	：農薬適正使用アドバイザー認定研修会	5回
	植物防疫・生産環境関係試験研究発表会	1回
・ナシフェロモントラップ	：農薬適正使用アドバイザー認定研修	3回
	植物防疫・生産環境関係試験研究発表会	1回
・ネギLED防除技術	：農薬適正使用アドバイザー認定研修	5回
・ネギ発生予測	：農薬適正使用アドバイザー認定研修	5回
・マイナー作物対策	：農薬適正使用アドバイザー認定研修	5回

【実績値・達成度】

(イ)「薬剤抵抗性病害虫・雑草や従来の防除対策では十分な効果が得られない病害虫・雑草等の管理手法等の普及取組数」

実績値：30回

達成度：115%（評価A）

イチゴ（感受性検定）：5回、イチゴ（防除技術）：6回、ナシ：4回、
ネギ（LED）：5回、ネギ（発生予察）：5回、ザーサイ：5回

計30回（実績）

達成度＝（実績値30回）／（目標値26回）×100＝115%

(3) 重要病害虫の特別防除等の実施

(144千円 交付率10/10)

【目標値】

交付金実施要領に基づき、「対象病害虫の調査の総回数*」とし、その値を「240回」とする。

チチュウカイミバエ：32回、ウリミバエ・ミカンコミバエ：32回、
アリモドキゾウムシ：135回、イモゾウムシ：5回、コドリングア：12回、
アフリカマイマイ：4回、火傷病：9回、カンキツグリーニング病：9回、
ウメ輪紋ウイルス：2回

〔*対象病害虫毎の侵入警戒調査・発生調査等の実施地点数に月数を乗じ、
各対象病害虫の延べ数を総回数とする。〕

ア 重要病害虫侵入警戒調査等の実施

農林水産省が指定する「重要病害虫**」が、本県に侵入した場合、“すだち”、“かんしょ”といった特産物に甚大な被害を及ぼす恐れがあるため、県内の果樹・野菜栽培地帯等において本病害虫の侵入警戒調査等を行った。

(**国内にまん延すると農作物等に重大な損害を与える恐れがある病害虫)

○調査対象病害虫及び調査件数

チチュウカイミバエ	8か月(4～11月)	×	4か所	=	32回
ウリミバエ・ミカンコミバエ	8か月(4～11月)	×	4か所	=	32回
アリモドキゾウムシ	5か月(6～10月)	×	5か所	=	25回
	1か月(7月)	×	110か所	=	110回
イモゾウムシ	1か月(9月)	×	5か所	=	5回
コドリングア	6か月(4～9月)	×	2か所	=	12回
アフリカマイマイ	2か月(6, 9月)	×	2か所	=	4回
火傷病	3か月(7～9月)	×	3か所	=	9回
カンキツグリーニング病	3か月(7～9月)	×	3か所	=	9回
ウメ輪紋ウイルス	1か月(7月)	×	2か所	=	2回
					合計 240回

【実績値・達成度】

実績値：240回

達成度：100% (評価A)

重要病害虫について、県内の果樹及び野菜栽培地帯を対象に調査した結果、対象病害虫の侵入は確認されなかった。

(4) 安全性向上措置の検証・普及のうち農産物・加工食品の安全性向上措置の検証

(550千円 交付率10/10)

【目標値】

交付金実施要領に基づき、「有害化学物質及び有害微生物の汚染実態を把握するための調査地区数（調査点数も含む）」とし、その値を「35地点」とする。

ア 有害化学物質・有害微生物の汚染実態の把握

”ヒ素”は、天然や産業活動を由来として、土壌やかんがい水等に含まれている。作物の種類や生産された環境によって濃度は異なるものの、農作物にも”ヒ素”が含有している。そこで、湛水して生産される県内のコメ中ヒ素の含有実態を把握するため、県内の主要な水稻栽培地域から35地点選び、土壌及び玄米・精米について、ヒ素濃度の調査分析を実施し、安全性向上のための基礎データを収集した。

○調査地点

・県東部：20地点

（徳島市：4、鳴門市：2、小松島市：2、藍住町：1、上板町：2、石井町：1、吉野川市：2、阿波市：6）

・県南部：10地点

（阿南市：8、美波町：1、牟岐町：1）

・県西部：5地点

（美馬市：2、つるぎ町：1、三好市：1、東みよし町：1）

【実績値・達成度】

実績値：35地点

達成度：100%（評価A）